



GAZOO Racing 86/BRZ Race 2015

競技規定（暫定）

第1条 大会

「GAZOO Racing 86/BRZ Race」（以下、「GR 86/BRZ」）は、「プロフェッショナルシリーズ」「クラブマンシリーズ」で構成され、国際自動車連盟（以下、「FIA」）の2015年国際モータースポーツ競技規則に準拠した、2015年一般社団法人日本自動車連盟（以下、「JAF」）国内競技規則・国内競技車両規則、本レギュレーションブック規定、各大会特別規則書および各サーキット規定に従って開催される。

第2条 組織

「GR 86/BRZ」はトヨタカーズ・レース・アソシエーション（以下、「T. R. A.」）の主管により運営される。各大会オーガナイザーはJAF公認のもと、シリーズ名称を付したレースを組織、開催する。大会組織委員会、競技会審査委員会、競技役員は各大会の特別規則書にて公示される。

第3条 規則の熟知と遵守

参加者はレースの諸規則ならびに当該大会別に定められた諸規則を熟知し、これを遵守すると共に、各大会オーガナイザーおよび競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第4条 シリーズ構成

1. 「GR 86/BRZ」は、下記のシリーズで構成される。

①・「プロフェッショナルシリーズ」

②・「クラブマンシリーズ」

各規則の条文にシリーズ名の明記が無い条文は両シリーズ共通規則として、シリーズ名の明記がある条文に関しては、それぞれのシリーズ規則として適用される。

なお、シリーズに含まれない特別戦を開催する場合は、別途、詳細に関して公示する。

2. 各参加者は、T. R. A. レーシングパスポート申請時に、参加するシリーズ登録を行うこととする。その後、参加するシリーズを変更する場合は、各大会の参加申込時に申告を行うこと。但し、参加申込後のシリーズ変更は出来ない。また、プロフェッショナルシリーズ参加車両がシリーズを変更しクラブマンシリーズに参加する際は、T. R. A. が指定する日時に車両チェックを受けなければならない。

3. T. R. A. が定める以下の条件に該当しプロフェッショナルドライバー認定をされたドライバーは、「クラブマンシリーズ」に参加することが出来ない。

①. 全日本レース選手権相当のカテゴリーでの入賞者

②. 海外トップカテゴリー（GP2、インディカーシリーズ等）の各選手権での入賞者

③. スーパーGT/スーパーフォーミュラもしくは同等カテゴリーへの参戦実績のあるドライバー

④. 「GR 86/BRZ」（2013/2014）の年間ランキングトップ10入賞者



⑤. その経緯からプロフェッショナルドライバーとみなされるドライバー

但し、上記①②③に該当するが、最終入賞から10年を経過している場合、または2015年1月1日時点で満60歳以上のドライバーは対象から除外とする。なお、最終的なプロフェッショナルドライバー認定は、T. R. A. が行うこととする。

第5条 ドライバーの参加資格・装備品

1. 参加資格

- ①. T. R. A. レーシングパスポートに登録されたT. R. A. 認定ドライバー。
- ②. 日本の普通自動車以上の運転免許証、またはそれに相当する外国の免許証所有者。
- ③. 2015年に有効なJAF国内競技運転者許可証A以上の所持者。もしくはJAF以外のASN発給の同様ライセンス所持者。但しその場合は、FIA国際モータースポーツ競技規則に定められた海外レース出場申請が済んでいること。

2. 装備品

- ①. JAF国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」に従い装備品を整えること。但し、競技用ヘルメットについては四輪用のフルフェイスタイプの装着および耐火炎アンダーウェア、耐火炎ソックスについてはFIA基準8856-2000に合致したFIA認定品の着用を義務付ける。
- ②. JAF国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則10. 頭部および頸部の保護装置」に合致した頭部および頸部の保護装置の装着を義務付ける。

第6条 参加車両

車両は別掲の車両規定に合致した物でなければならない。

第7条 保険

1. 各大会の大会特別規則書の規定に従うこと。
2. 各大会の大会特別規則書に規定が無い場合、ドライバーは900万円以上、チームクルーは400万円以上の有効な保険に加入していなければならない。

第8条 ドライバーおよびチームクルーの遵守事項

ドライバーおよびチームクルーは秩序ある行動をとること。そして相互に、また競技役員を含む全ての関係者に対して攻撃的または侮辱的な言動をとる事は厳に慎まなければならない。この条項に違反した場合は訓戒から失格までの罰則が与えられる。

第9条 罰則

1. サーキットにおけるドライブ行為の規律

ドライバーはFIA国際競技規則付則L項第4章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」および当該大会に有効な安全規定およびそれに準ずる規定を遵守しなくてはならない。当該大会競技役員からこの条項の違反行為と判断され、当該大会審査委員会より罰則（訓戒を含む）を科せられたドライバーは、当該競技の罰則とは別にT. R. A. から下記の通り厳しく罰せられる。

- ①. T. R. A. により、罰則内容が公示される。



- ②. T. R. A. が罰則内容を考慮し危険行為に該当すると判断したペナルティー1件ごとに、ペナルティーポイントが1点付与され、T. R. A. により公示される。
- ③. ペナルティーポイントが付与されたドライバーは、当該シリーズ次回参加時にT. R. A. より、予選グリッド降格等のペナルティーが課される。その内容に関しては、罰則内容を考慮しT. R. A. が決定する。
- ④. ペナルティーポイントは参戦したシリーズ毎に加算され、その累積件数でシリーズ最終ポイント集計時、有効ポイントの減算・剥奪が実施される。
 - 1) ペナルティーポイントが2点に達したドライバーは、その年度内に獲得した有効ポイントのうち20ポイントが減算される。
 - 2) ペナルティーポイントが3点に達したドライバーは、その年度内に獲得した有効ポイントが全て剥奪される。
 - 3) ペナルティーポイントが4点以上に達したドライバーは、さらに厳しく、T. R. A. より罰せられる。
- ⑤. シリーズ最終ポイントの減算・剥奪が行われたドライバーは、T. R. A. の判断によりペナルティーポイントの減算を行う場合がある。
- ⑥. 上記ペナルティーポイントは最終ペナルティーポイントが科せられた日から1年間累積され、その翌日から個別に削除される。

2. 車両規則違反

ドライバーは本車両規定、該当するJAF国内競技車両規定および当該サーキットの車両規定を遵守しなければならない。この条項に違反し失格となった場合は、当該競技会審査委員会の審議結果を考慮し、T. R. A. より厳しく罰せられる場合がある。

第10条 T. R. A. 管理スペース

1. T. R. A. 管理スペースの提供
参加者はT. R. A. および協賛各社、当該オーガナイザーの為にT. R. A. 管理スペースを提供しなければならない。
2. T. R. A. 指定ステッカーの貼り付け位置および角度は次ページの「T. R. A. 指定ステッカー位置」図の通りとし、その他のステッカー等の貼り付けは認められない。尚、T. R. A. 指定ステッカーの左右には十分な間隔を空けて貼り付けることとし、これに対する一切の加工は認められない。更にそれらの外観を毀損することも認められない
3. 特定広告の拒否
参加者は、参加者自身による特定の広告が拒否される場合があることをあらかじめ承知していなければならない。

第11条 ゼッケン番号

1. ゼッケン番号はT. R. A. レーシングパスポート申請に基づき、T. R. A. が決定する。但し、T. R. A. により登録制限がされているゼッケン番号（「0」、「86」等）が存在する。また、ゼッケン番号は毎年更新されるものとし、前年度、使用ゼッケン番号の継続登録は、T. R. A. が定める優先登録期間内にT. R. A. レーシングパスポート



トの更新申請を行うこと。なお、期間内に更新されない場合やレース未参加の場合、そのゼッケン番号の優先登録権利は失われる。

2. ゼッケンおよびゼッケンベースはT. R. A. 指定のものを使用し、「ゼッケンおよびゼッケンベース位置 参照図」の通りの位置および角度で貼り付けなくてはならず、その他の場所には貼り付けないこと。また、すべての桁数においてゼッケンはゼッケンベース内の中央に配置すること。

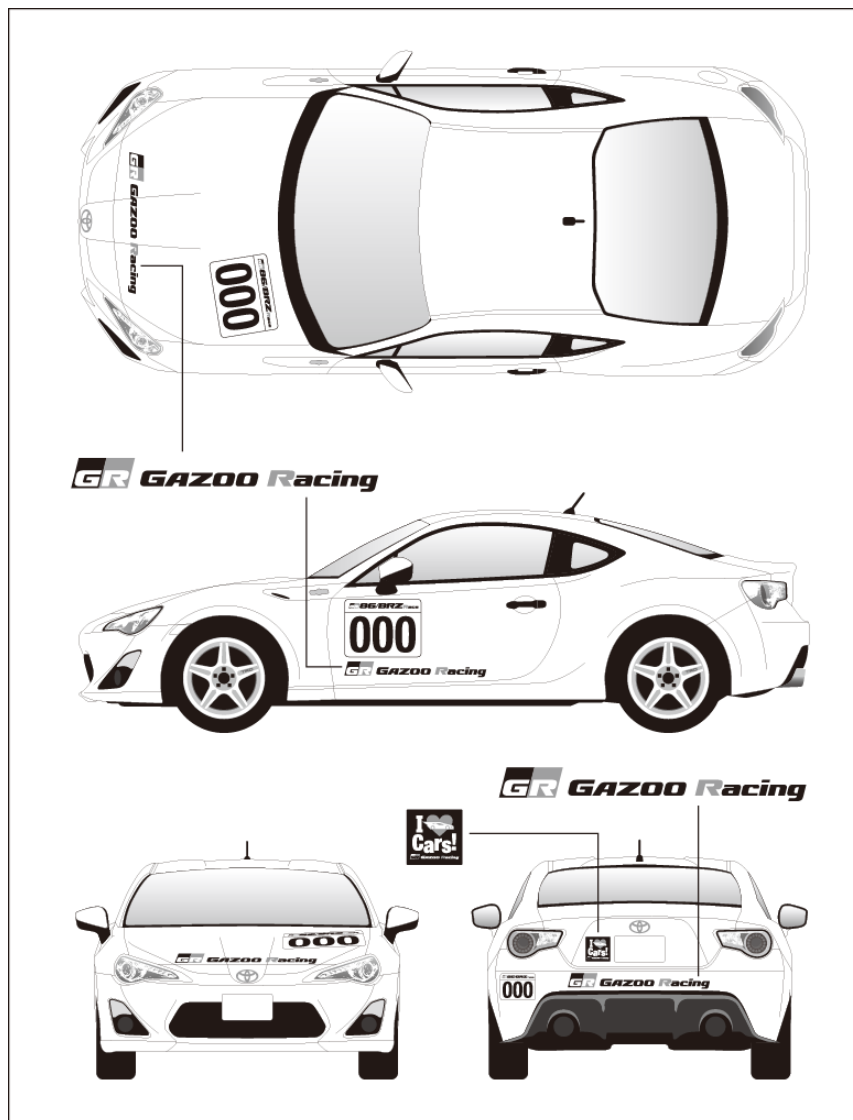


3. 新規および登録変更をした参加者に配布するゼッケンおよびゼッケンベースは原則として1セットまでとする。それ以上の枚数が必要となった場合、T. R. A. にその旨申し出を行い、必要と認められた場合に限り配布される。
4. ゼッケン番号「1」は、2014年のシリーズチャンピオンドライバーが使用する権利を有し、その権利を行使した場合、2014年に登録していたゼッケン番号の使用権利は保持される。また翌年のゼッケン番号「1」の使用権利は、2015年のプロフェッショナルシリーズチャンピオンドライバーが有し、その権利を行使した場合、同様に登録していたゼッケン番号の使用権利は保持される。

第12条 T. R. A. レーシングパスポート

1. T. R. A. レーシングパスポートはT. R. A. 指定の申請用紙に必要事項を記入の上、車検証、JAFドライバーライセンスのコピーを添えてT. R. A. に申請することにより、登録・発行される。なお併せて、参加シリーズの登録申請を行い、T. R. A. の承認を得ること。
2. 参加者は、大会参加申込前までに、T. R. A. へ申請し登録を完了していること。
3. 参加する車両および封印エンジン、ドライバーはT. R. A. レーシングパスポートに記載されたものとする。
4. T. R. A. レーシングパスポートは、大会参加受付時に必ず提出しなければならず、返却は公道走行チェック時に行う。但し、公道走行チェック不合格車両に関しては、返却はせず、その修理報告書が提出されるまで、T. R. A. により管理される。
5. 登録車両が、シリーズ各大会に初参加する場合は、「メンテナンスノート」、「車両保証書」およびT. R. A. レーシングパスポートに参加証明となる捺印を受けるものとする。
6. T. R. A. レーシングパスポートは毎年更新するものとし、T. R. A. が定める期間内に更新しなければならない。
7. 搭載する封印エンジンの変更、登録ドライバーの追加等が生じた場合、各種申請書により変更申請を行うこと。但し、更新には数日掛かることを考慮しておくこと。
8. 紛失した場合は速やかにその旨をT. R. A. に連絡し、再発行の手続きを受けること。但し、更新および再発行には数日掛かることを考慮しておくこと。紛失した場合は、再発行の手数料を徴収する。

■ T. R. A. 指定ステッカー位置 ■ゼッケンおよびゼッケンベース位置 参照図



第13条 参加申込

1. 参加申込方法

参加申込受付期間内に、下記手続きを行う。

- ①. 参加申込時に提出する書類に記入・捺印をしてT. R. A. 事務局へ送付。
- ②. 大会参加料を指定口座へ振込。

2. 参加料（全戦共通）

- ①. プロフェッショナルシリーズ ￥65,000—（消費税込）／1戦
- ②. クラブマンシリーズ ￥43,000—（消費税込）／1戦

3. 参加料振込先：三井住友銀行 立川支店 普通 4371946 T. R. A.

4. 参加申込時に提出する書類

- ①. 参加申込書
- ②. 公認レース車両申告書



その他にも、オーガナイザーより書類提出を求められる場合があるので、各大会特別規則書に従うこと。

5. 参加申込書に記載する車名には必ずそれぞれの車種名である「86」、「BRZ」の文字が含まれていなければならない。
6. 大会特別規則書／参加申込書類の問い合わせ先
 T. R. A. (トヨタカーズ・レース・アソシエーション)
 〒224-0054 神奈川県横浜市都筑区佐江戸町2113 103号室
 TEL: 045-507-4226
7. 参加申込受付期間

大会	開催場所	受付開始日	受付締切日
第1戦	ツインリンクもてぎ	2月18日(水)	2月27日(金)
第2戦	岡山国際サーキット	3月17日(火)	3月26日(木)
第3戦	富士スピードウェイ	4月27日(月)	5月7日(木)
第4戦	スポーツランドSUGO	6月3日(水)	6月12日(金)
第5戦	オートポリス	6月23日(火)	7月2日(木)
第6戦	十勝スピードウェイ	7月14日(火)	7月23日(木)
第7戦	富士スピードウェイ	8月6日(木)	8月20日(木)
第8戦	鈴鹿サーキット	9月29日(火)	10月8日(木)

第14条 各大会の開催場所・日程、レース距離および決勝出走台数

大会	開催場所	開催日	LAP	レース距離	最大決勝出走台数
第1戦	ツインリンクもてぎ	3月28~29日	10	48.010Km	45台
第2戦	岡山国際サーキット	4月25~26日	12	44.436Km	40台
第3戦	富士スピードウェイ	6月6~7日	10	45.630Km	45台
第4戦	スポーツランドSUGO	7月11~12日	13	48.152Km	45台
第5戦	オートポリス	8月1~2日	10	46.740Km	46台
第6戦	十勝スピードウェイ	8月23日	14	47.670Km	36台
第7戦	富士スピードウェイ	9月19~20日	10	45.630Km	45台
第8戦	鈴鹿サーキット	11月7~8日	8	46.456Km	40台

第15条 公式予選

1. 通過基準タイム

- ①. プロフェッショナルシリーズは、公式予選各組上位3台のベストタイム平均値に110%を乗じたものを公式予選通過基準タイムとする。
- ②. クラブマンシリーズは、公式予選各組上位3台のベストタイム平均値に130%を乗じたものを公式予選通過基準タイムとする。

2. 組分け方法

- ①. 公式予選を2組以上に分けて行う場合、参加受理時点でのエントリーリストを基に、各シリーズの前大会に出場し決勝レースの結果(順位認定)を残した選手については、その結果の上位より、交互に組分けを行う。なお、クラブマンシリーズの決勝Bレース1位は、決勝Aレースの順位認定を受けた最終の者の次順として扱う。それ以外の選手については、ゼッケン番号を基に、交互に組分けを行う。
- ②. シリーズ第1戦の場合は、ゼッケン番号を基に、交互に組分けを行う。

3. 組分けされた場合における決勝レースのスターティンググリッドの決定方法



- ①. 公式予選組分けされた場合の決勝グリッドは、各組の予選1位のタイムを比較しより早い組をポールポジションとし、交互に振り分けを行う。決勝グリッドが各組で均一に割り当てられない場合、最終グリッドは各組の予選タイムで1位と当該順位の予選タイムを比較しタイム差が少ないドライバーに与えられる。
- ②. クラブマンシリーズの決勝Bレースのグリッドは、決勝Aレースのグリッドを割り振られなかった参加者で、各組の対象となる予選上位者のタイムを比較し、より早い組をポールポジションとし、交互に振り分けを行う。決勝Bレース対象者が最大決勝出走台数になり各組で均一に割り当てられない場合、最終グリッドは各組の予選タイムで1位と当該順位の予選タイムを比較しタイム差が少ないドライバーに与えられる。

第16条 決勝レース

1. スタート方式はグリッドスタートとする。
2. クラブマンシリーズの決勝レース
 - ①. クラブマンシリーズの各大会において、最大決勝出走台数を上回る参加申込があった場合、決勝レースをA/Bに分割して開催する。その場合の各決勝レースのグリッド数は下記とする。なお、決勝Bレースのグリッドは、5台、確保される。
 - 1) 参加申込が、最大決勝出走台数超過5台以上の場合、決勝Aレースに最大決勝出走台数のグリッドが、それを除いた最大決勝出走台数までのグリッドが決勝Bレースに割り振られる。
 - 2) 参加申込が、最大決勝出走台数超過5台未満の場合、決勝Bレースに5台のグリッドが、それを除いた台数のグリッドが決勝Aレースに割り振られる。
 - ②. 上記を基に、予選結果上位から決勝Aレース、決勝Bレースの順で、それぞれのグリッドが割り振られる。
 - ③. 当該大会の参加者に対しスケジュール・グリッド決定方法等は公式通知をもって公示する。

第17条 封印エンジンの修理禁止および交換申請

エンジンの封印を取り外して行う修理は認められない。また、エンジン本体を破損してしまった場合は封印済みのエンジン本体に交換しなくてはならない。その際はT. R. A. へ連絡をし、T. R. A. レーシングパスポートの更新やエンジン供給または交換の手続きを行わなくてはならない。

第18条 車両、エンジン交換等の禁止

当該大会期間中の下記作業は、いかなる場合も認められない。

1. 車両交換
2. エンジン交換
3. トランスミッション交換およびトランスミッションの脱着、本体の分解を伴う作業
4. デファレンシャル交換およびデファレンシャルの脱着、本体の分解を伴う作業

第19条 ボディーの修復

ボディーの修復に関しては、トヨタ自動車株式会社および富士重工業株式会社発行の「ボディー修理書」に従い、ボディーの修復を行わなければならない。なお、ボディー交換による修復



は認められない。

第20条 タイヤ

1. 公式予選、決勝を通じて使用できるタイヤは4本までに制限される。
2. 公式車両検査時に4本のタイヤにマーキングが施される。
3. 公式車両検査時に施されたタイヤのマーキングは、当該大会終了時まで保存しなければならない。尚、大会期間中、当該大会でマーキングされたタイヤの提示を求める場合があり、その場合は指示に従うこと。
4. バースト等、やむを得ない理由の場合のみ、当該大会技術委員長の承認を得られれば1本の交換は認められる。2本以上の交換が必要な場合には、当該大会技術委員長の許可を得た上で、当該大会審査委員会の承認を得ること。2本以上交換した場合、レースのスターティンググリッドの最後尾スタート、もしくはピットスタートとなる。なお、交換の申請は当該大会事務局へ届け出ること。
5. タイヤの裏組み（左右を逆に組み直す）は禁止され、タイヤマーキングは車両外側に向くようにすること。

第21条 燃料

競技車両が大会参加時に使用する燃料は、JAF国内競技車両規則第3編第1章第9条「燃料」に従い、通常のカソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）自動車用無鉛燃料（ガソリン）を使用すること。

第22条 エアバッグコンピューター

公式車両検査開始前までには、エアバッグコンピューターのコネクターを取り外しておくこと。また、競技中も常にその状態を維持していなければならない。なお、公道走行チェック時には必ず当コネクターを接続しておくこと。

第23条 公式車両検査

1. 公式車両検査に合格した車両は、いかなる改造（加工・交換・追加・変更）も認められない。また、使用や事故による摩耗や損傷した部品の交換（修復）は当該大会技術委員長の許可を受けた上で行う事とする。その際、当該車両は再車両検査により承認を得なければならない。
2. 当該大会技術委員長は、決勝レース上位入賞車両に対し、最終車両検査として当該車両が装着したタイヤ（ホイールは含まない）の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者は、その指示に従ってタイヤを提出しなければならない。これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは基本的に返還されないものとし、同一モデル・サイズもしくは同等の未使用新品タイヤが提供される。
3. 当該大会技術委員長が必要と判断した場合、当該車両に装着した部品の提出を求めることがある。その場合、指示に従って部品を提出しなければならない。これに従わない場合は、失格までの罰則が適用されることがある。提出された部品は基本的に返却されるが、一部の部品についてはT.R.A.より代替商品を提供する場合がある。
4. T. R. A. が必要と判断した場合、該当車両に装着された部品の提出を求めることがある。その場合、指示に従って部品を提出しなければならない。これに従わない場合は、T. R. A. より厳しく罰せられる



ことがある。提出された部品は基本的に返却されるが、一部の部品についてはT.R.A.より代替商品を提供する場合がある。

第24条 車両保管（車両の場外持ち出しの禁止）

1. 競技車両は、予選・決勝終了後に当該大会競技役員により車両保管される場合がある。その際には、競技参加者は車両保管解除後に車両整備が認められる。
2. 競技車両は、公式車検を受けて以降、レース終了後の公道走行チェックを受けるまで、当該サーキットの場外へ持ち出すことは認められない。
3. 当該大会期間中にリタイヤした場合、リタイヤ届けの受理後に特別に公道走行チェックを受けなければ車両の持ち出しは認められない。

第25条 車両整備

大会期間中に認められる車両整備は以下のとおりとする。

1. エンジンオイル、トランスミッションオイル、デフオイルの点検補充、交換。
2. ブレーキの点検、ブレーキフルード／クラッチフルードの点検補充及び交換エア抜き作業。
3. 冷却水の点検、クーラント又は水の補充。
4. バッテリー液量点検、蒸留水の補充。
5. タイヤ、ホイール清掃。
6. タイヤエア圧点検、調整。
7. ホイール取り付け状態の点検、締め付け確認。
8. ウォッシャー液量点検、ウォッシャー液又は水の補充。
9. ガソリン給油。
10. 各種ステッカーの交換。
11. 部品の取り外しを伴わないアライメント調整、車高調整
12. 上記項目以外で車両より部品の取外しを伴わない各部の清掃。

但し、申請により技術委員長が安全性を考慮し許可した場合はこの限りではない。

第26条 公道走行チェック

1. 全ての参加車両に対して、決勝レース・車両保管解除後に、一般公道における安全な運行が可能であることを確認する為の公道走行チェックが義務付けられる。
2. 決勝レース・車両保管解除後に当該大会競技役員立会のもと、T. R. A. が指定した検査員が当該大会オーガナイザー指定場所にて実施。全ての参加車両は検査開始から60分以内にチェック準備を整え、待機エリアに車両を移動しなければならない。
3. 公式予選不通過および決勝レース不出場・リタイヤした車両も、当該大会競技役員の指示に従い公道走行チェックを受けなくてはならない。
4. 検査項目：検査箇所は以下のとおりとする。
 - ①. 車体外板
 - ②. かじ取り装置
 - ③. 制動装置
 - ④. 走行装置



- ⑤. 緩衝装置
- ⑥. 動力伝達装置
- ⑦. 電気装置
- ⑧. 原動機
- ⑨. 排気系
- ⑩. 灯火装置・方向指示器
- ⑪. 警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
- ⑫. 競技走行において異常が認められた箇所

検査内容はJAF指定の「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票」に従う。
但し下記検査内容を追加する。

- ・エアバッグコンピューターのコネクタ接続
- ・最低地上高（9cm以上）

5. 検査の合否と処置

- ①. 公道走行チェックにおいて一般公道における運行に不適と判断された車両はT. R. A. が管理し、その指示に従い規定の場所までキャリアカーで移動しなければならない（キャリアカーの手配および費用は当該参加者負担）。規定の場所とは車両所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車整備工場とする。
- ②. 検査において不具合箇所が指摘された車両は、当該箇所の修理・整備作業が完了していることが分かる書面、資料、写真等が提示されないと、それ以降の本レースへの参加は受理されない。

6. 検査を受けなかった場合

参加車両が本検査を受けなかった場合、その競技成績は抹消され、且つその参加者、ドライバーおよび車両のそれ以降の本レースへの参加は認められない。入賞した車両の競技成績が本項によって抹消された場合その車両の、後順位の車両の順位は繰り上げられない。

第27条 シリーズポイント

1. プロフェッショナルシリーズ

- ①. 大会ごとに、下記ポイントが付与される。

	優勝	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
各大会(下記除く)	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1
十勝・AP	30	22	18	15	12	9	6	4	3	2

※上記ポイントは、当該レース完走者にのみ与えられる。なお完走周回数は、トップ車両のレース周回数の70%以上（少数点以下切り捨て）とする。

※上記の他に、ポールポジションおよび決勝ファステストラップを獲得したドライバーには、それぞれ1ポイントが付与される。

- ②. 最終シリーズランキングを決定する際、シリーズポイントの集計は有効ポイント制とし、全8戦の内、獲得ポイントの高い、6戦分までの各大会ポイントの全得点を合計するものとする。同ポイントの場合の順位は上位得点の回数の多い順に決定される。なお、上位得点の回数が同一である場合は最終戦時のポイントで決定され、それでも決まらない



場合はカウントバック方式により最終戦の前戦時、前々戦時・・・のポイントによって決定する。

2. クラブマンシリーズ

- ①. 大会ごとに、下記ポイントが付与される。

	優勝	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
各大会	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

※上記ポイントは、当該レース完走者にのみ与えられる。なお完走周回数は、トップ車両のレース周回数の70%以上（少数点以下切り捨て）とする。

※上記の他に、ポールポジションおよび決勝ファステストラップを獲得したドライバー、決勝完走者には、それぞれ1ポイントが付与される。

※決勝Bレースを開催した場合、上位3名に、それぞれ1ポイントのみが付与され、その他のポイントは付与されない。

※各大会ポイントは、決勝Aレースの成立を以て、付与される。

- ②. 最終シリーズランキングを決定する際、シリーズポイントの集計は有効ポイント制とし、全8戦の内、獲得ポイントの高い、4戦までの各大会ポイントの全得点を合計するものとする。同ポイントの場合の順位は上位得点の回数の多い順に決定される。なお、上位得点の回数が同一である場合は最終戦時のポイントで決定され、それでも決まらない場合はカウントバック方式により最終戦の前戦時、前々戦時・・・のポイントによって決定する。

3. シリーズポイントランキングの最終決定は、T. R. A. が行うものとする。

第28条 各大会賞典およびシリーズポイントの制限

1. 賞金、賞典は決勝出走台数により次のように制限される。

3台	1位のみ	6～7台	4位まで
4台	2位まで	8台以上	6位まで
5台	3位まで		

2. シリーズポイントは決勝出走台数が5台に満たない場合は与えられない。5台以上決勝出走した場合はフルポイントが与えられる。決勝Bレースのポイント付与は、この限りではない。

3. 不可抗力によるレース中止の場合の取扱い

- ①. 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合レースは成立せず、各大会ポイントと賞典は与えられない。
- ②. 車両が2周回以上を完了し、かつ当初のレース距離未滿でレースが中止された場合レースは成立し、各大会ポイントと賞典は全て与えられる。

第29条 本規定に記載されていない項目

本規定に記載されていない全ての項目は、各大会の特別規則書および公式通知により示される。なお、本規定の変更や解釈は、T. R. A. ブルテンとしてT. R. A. より公示される。



車両規定（暫定）

車両

参加車両はTOYOTA 86「86 Racing」（車両型式：ZN6-VPNT8*）およびSUBARU BRZ「RA Racing」（車両型式：ZC6*288）とし、トヨタテクノクラフト(株)・TRDにより封印が施されたエンジン本体を搭載していること。本レースは、2015年JAF国内競技車両規則第3編第6章「スピードB車両規定」に従った車両で行われ、本規定で定められていない項目については、同規則第5章「スピードSA車両規定」に従っていないと認められない。また、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならない。なお、乗車定員の変更は認められない。

※「*」は、A、B、C等の記号を表す。

定義

1. 指定部品：T. R. A. より使用が義務付けられた部品。
指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

2. 認定部品：T. R. A. より使用が認められた部品。
認定部品以外に純正部品の使用も認められる。

※T. R. A. が認めた（車両規定およびブルテンに記載されている）場合を除き、指定部品・認定部品に対する加工・変更等の改造は認められない。

表記例）品番：TRD品番／STI品番（TRD品名／STI品名）

第1条 安全規定

改造および付加物の取り付けなどにより当該大会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

1. 安全ベルト

- ①. フルハーネスタイプかつ4点式以上のFIA公認安全ベルトの使用を義務付ける。
- ②. ラベルに表示されている使用期限の過ぎた物やストラップ、構成部品等に異常があるものは使用してはならない。また、万一事故によりシートベルトに強い衝撃を受けた場合ストラップ、構成部品等の外観に異常が無くても使用してはならない。
- ③. 取り付けに関しては2015年国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」の条件を満たす事。
- ④. 4点式以上の安全ベルトは競技中以外の装着は許されない。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルトを装着すること。

2. 消火器

全ての車両に消火器の装着が推奨される。但し取り付ける場合は2015年JAF国内競技車両規則第3編第5章第1条1.3に従う事。

3. ロールケージ

T. R. A. 指定のロールケージを使用することが義務付けられる。なお、乗員保護の為



に頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は緩衝材で覆われていなくてはならない。

品番：66510-ZN600/56000AS000（ロールケージASSY）

4. サーキットブレーカー

取り付けは認められない。

5. イグニッションスイッチ

イグニッションスイッチはその位置が確認できるよう黄色で明示しなければならない。

6. 牽引用穴あきブラケット

フロント側、リヤ側共にT. R. A. 指定の牽引用穴あきブラケットの使用が義務付けられる。但し、一般公道では使用しないこと。

品番：51960-ZN600/57800AS000（牽引フック）

また、リヤ側の取付位置は車体左側とする。（右図を参照）



第2条 改造規定

1. 車両規定に定められていない項目は当初のままで、変更（取り外し・追加・使用方法等）および加工等の改造は認められない。更に、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着はその効果の有無を問わず一切許されない。
2. 国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される（輸出仕様車専用部品の使用は許されない）。但しダイアグシステム（故障診断システム）において異常と判断される状態であってはならない。
3. マイナーチェンジ車両の部品はT. R. A. より使用許可の公示がない限り許されない。

第3条 エンジン・エンジン補機類

1. エンジン本体

エンジン本体はトヨタテクノクラフト(株)・TRDにより封印されたものを搭載していなくてはならない。また、エンジン本体および封印に対する加工・変更等の改造は許されない。

2. エンジンマウント

T. R. A. 認定部品への変更が認められる。

品番：12311-ZN600/ST41022AS000

（エンジンマウントRH/エンジンマウント F RH）

品番：12315-ZN600/ST41022AS010

（エンジンマウントLH/エンジンマウント F LH）

品番：12371-ZN600/ST41020AS000

（エンジンマウントRR/ミッションマウント）

3. フライホイール

加工・変更等の改造は認められない。



4. オイルポンプ
加工・変更等の改造は認められない。
5. オイルフィルター
変更は自由。但し、取り付け位置の変更は認められない。
6. オイルフィルターキャップ
変更は自由。

第4条 電気系統

電氣的に、諸装置を作動・調整する事ができる装置（ECU等全てのコンピューター類のコントローラーを含む）は当初から装着されている物および当規定で認められた物を除き装着は許されない。

1. バッテリー
本体の変更は認められるが、本体外寸は当初の物と同等でなくてはならない。また、取り付けステーにて確実に固定されていなくてはならず、搭載位置の変更は認められない。なお、ボディーアース線の追加・加工・変更等の改造は認められない。
2. オルタネーター
加工・変更等の改造は認められない。
3. 点火系統
点火プラグの変更は認められない。また、イグニッションコイルは加工・変更等の改造は認められない。
4. セルモーター
加工・変更等の改造は認められない。
5. ECU
追加および加工・その他の変更等の改造は認められない。
ソフトウェアはT. R. A. が指定したデータ以外は使用出来ない。
6. 配線
当規定で認められている部品を取り付ける為の最小限の加工以外は認められない。

第5条 吸排気系

1. エアクリナー
T. R. A. 認定部品への変更が認められる。
品番：MS155-00009/ST16546ZA000
(スポーツエアフィルタ/エアークリナーエレメント)
2. 吸気・排気マニホールド
加工・変更等の改造は認められない。
3. マフラーおよび排気管
加工・変更等の改造は認められない。
4. 排出ガス
完全暖機運転後アイドリング状態にて、CO：1%・HC：300ppmを越えないこと。



第6条 冷却系統

1. ラジエター

ラジエター本体の追加および加工・変更等の改造は認められない。また、導風板やダクトの取り付けも認められない。但し、ラジエターキャップの変更は認められる。

2. サーモスタット

変更および取り外しは認められる。但し、取り付け部の加工は認められない。

3. ラジエターファンおよびファンスイッチ

ラジエターファンおよびファンスイッチの加工・変更・追加等の改造は認められない。

4. ラジエター配管

リザーバタンクの加工・変更等の改造は認められない。また、ホース類の変更等の改造は認められない。ただし水温計測を目的とした温度センサー取付のための最小限の加工は認められる。

5. オイルクーラー

加工・変更等の改造は認められない。

第7条 シャシー

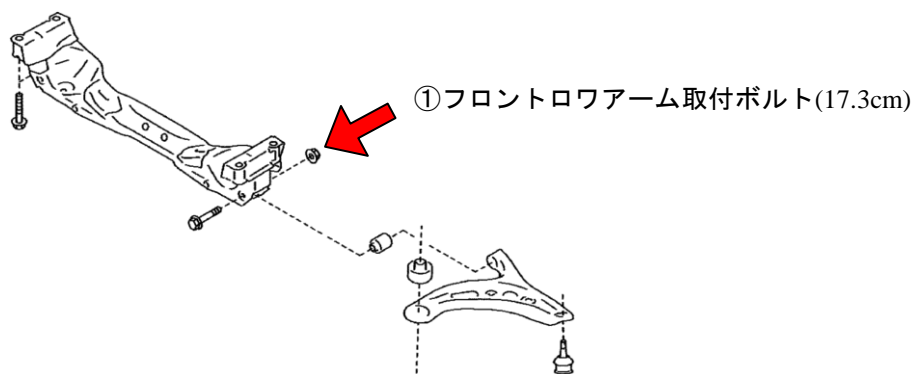
1. 最低地上高

ブレーキダクト装着状態で最低地上高9センチ以上を確保すること。

また、上記を満たした状態で以下の2点についても指定の地上高を確保すること。

- ①. フロントロワーム取付ボルトの後端部中心部 17.3cm 以上〔図1〕
- ②. リヤスタビライザーブラケット取付ボルトの後端部(下)中心部 16.3cm 以上〔図2〕

〔図1〕



〔図2〕





2. 全長および全幅

変更は認められない。

3. 最低重量

1180kg

バラストの使用は認められない。

4. ラバーマウントおよびブッシュ

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

品番：48609-ZN600/ST2031055000

(フロントアッパーサポート/ストラットマウント F)

品番：48654-ZN600/20204ZR010

(ロワーアームブッシュNo1/ロアアームブッシュF SW)

品番：48655-ZN600/ST20204ZR000

(ロワーアームブッシュNo2/ロアアームブッシュF)

品番：48747-ZN600/ST20254ZR020

(リヤラテラルコントロールロッドブッシュ/ラテラルリンクブッシュ F)

品番：48725-ZN600/ST20254ZR040

(リヤアッパーアームブッシュNo1/リヤアッパーアームブッシュ F)

品番：48725-ZN620/ST20254ZR010

(リヤサスペンションアームブッシュNo1/トレーリングリンクブッシュ R)

品番：48725-ZN630/ST20254ZR030

(リヤサスペンションアームブッシュNo2/ラテラルリンクブッシュ R)

品番：48849-ZN600/ST20254ZR060

(リヤスタビライザーリンクブッシュ)

品番：52271-ZN600/ST20174AS000

(リヤサスペンションメンバーブッシュ/サブフレームブッシュ F)

品番：45516-ZN600/ST34112AS000

(ステアリングラックハウジングブッシュNo1/ステアリングギヤボックスブッシュ)

品番：41651-ZN600/ST41322AS000

(リヤディファレンシャルマウントクッションLH/デフブッシュ R LH)

品番：41651-ZN610/ST41322AS010

(リヤディファレンシャルマウントクッションRH/デフブッシュ R RH)

第8条 駆動系

1. クラッチディスク・クラッチカバー

変更は自由。但し、シングルタイプに限り、変更が認められる。

また、クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。

2. トランスミッション

加工・変更等の改造は認められない。

3. 変速レバー



ボルトオンで装着できる物に限り変更が認められる。

4. シフトノブ

変更は自由。但し、シフトパターンは運転席から容易に識別できるように表示すること。

5. ディファレンシャル

プロフェッショナルシリーズ参加車両のみ、T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

品番：41301-ZN600（機械式2way L. S. D.）

品番：40107-ZN600（L. S. D. リペアキット）

その他の加工・変更等の改造は認められない。

6. 最終減速比

加工・変更等の改造は認められない。

第9条 制動装置

1. キャリパー

加工・変更等の改造は認められない。

2. ローター

加工・変更等の改造は認められない。

3. パッド

変更は自由。

4. ホース

ボルトオンにて装着可能な物に限り変更が許される。

5. ダクト

T. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。

品番：53299-ZN600/57750AS000（ブレーキダクトRH）

品番：53299-ZN610/57750AS010（ブレーキダクトLH）

6. バックプレート

T. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。

品番：47781-ZN601/26290AS020（バックプレートRH）

品番：47782-ZN601/26290AS030（バックプレートLH）

第10条 サスペンション

サスペンションおよびその取り付け部位の補強は認められない。

1. スプリング

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

品番：MS250-18001/20300AS010（スプリングセット）

2. ショックアブソーバー

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

品番：MS260-18001/20300AS000（ショックアブソーバセット）

3. スタビライザー

加工・変更は認められない



4. アームおよびロッド類

T. R. A. 認定部品のブッシュ変更は認めるがそれ以外の加工・変更等の改造は一切認められない。

第11条 タイヤおよびホイール

1. タイヤサイズ：205/55R16
2. 使用するタイヤは全て同銘柄（左右非対称パターンを含む同一トレッドパターン）とする。
またプロフェッショナルシリーズ使用タイヤに関しては、下記事項を満たすこと。
 - ①. タイヤ接地面にタイヤを1周する連続した複数の縦溝を有していること。ただし、縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。
 - ②. 当該縦溝はトレッドウェアインジケータ（スリップサイン）が出るまで維持されていること。
 - ③. 国内市販タイヤ。
3. クラブマンシリーズで使用できるタイヤ銘柄は、下記とする。各タイヤメーカー1銘柄指定の為、表内タイヤメーカーの他銘柄は使用不可。他タイヤメーカー銘柄の追加承認、下記使用可能タイヤに変更があった場合は、改めてT. R. A. より公示する。

タイヤメーカー	ブランド	タイヤ銘柄	商品コード
住友ゴム工業	DIREZZA	Z II STAR SPEC	312787
日本グッドイヤー	EAGLE	RS-Sport S-SPEC	05608304
ブリヂストン	POTENZA	RE71R	PSR07918
横浜ゴム	ADVAN	NEOVA ADO8R	F7344

4. T. R. A. が通称Sタイヤ（モータースポーツ競技用タイヤ）およびそれに準ずると判断したタイヤの使用は認められない。これに準ずると判断された場合、猶予期間を持たずに使用禁止にする場合がある。
5. タイヤおよびホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
6. タイヤおよびホイールは車軸中心より前方30度・後方50度の範囲内でフェンダーから突出していないこと。
7. タイヤ中心より両側55mmの範囲内は常にタイヤ溝深さを1.6mm以上有すること。また、常にタイヤのスリップサインは出てはならない。
8. タイヤの加工または当該大会技術委員長により加工していると判断されるものは使用を認められない。
9. ウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は認められない。
10. 使用するホイールは全て同一のものであれば、下記のサイズの物に限り変更が認められる。
「16インチ/7.0J（JJ） インセット48mm」
11. ホイールはスチール製、またはJWLまたはVIAマークのある軽合金製とする。
12. ホイールナットの材質および形状の変更は認められる。但しホイールディスク面より突出しないこと。
13. ホイールスペーサーの使用は認められない。



第12条 車体

1. 自動車登録番号標

加工・変更等の改造は認められない。

2. 空力装置

追加は認められない。

3. ボンネット

加工・変更等の改造は認められない。

4. トランク

加工・変更等の改造は認められないが、トランクダンパーは取り外すか、オイルおよびガスを抜く事により作動しないようにしてはならない。

5. バンパー

加工・変更等の改造は認められない。

6. アウターミラー

加工・変更等の改造は認められない。

7. フロントガラス

純正品以外でも道路運送車両の保安基準に適合した物の使用を認める。

8. サイドおよびリヤガラス

塗装および色付フィルムの貼り付けや、ステッカーの貼り付けは許されない。

9. ボディー補強

空洞への充填材注入（当初より充填されている部位を除く）も含み、一切の補強は認められない

10. タワーバー、ブレース

フロントストラットタワーバーを装着することが認められる。但し、2点式または3点式でボルトオンにて装着可能なものに限られる。

11. ドアスタビライザー

使用は認められない。

12. 水／泥はねよけ

追加および加工・変更等の改造は認められない。

13. エンジンアンダーカバー

追加および加工・変更等の改造は認められない。

14. エンブレム

車両前後に取り付けられているエンブレムは、取り外し・加工等の改造は認められない。

15. ヘッドランプ

バルブ交換（後付H. I. D. キット含む）への変更および、これの取り付けに伴う最小限の加工のみ認められる。

16. フォグランプ

取付は認められない。



17. グリル

加工・変更等の改造は認められない。

18. テールランプ

加工・変更等の改造は認められない。

第13条 車体内部

1. 内装

当規定で定められている部品の取り付けに伴う最小限の内装切除は認められる。それ以外の、当規定で定められていない車室内の全ての部品は切除および加工することは認められない。

2. 防音材

加工・変更等の改造は認められない。

3. ステアリングホイール

加工・変更等の改造は認められない。

4. ペダルカバーおよびヒールプレート

装着する事が認められる。但し確実に取り付けること。

5. フットレスト・ニーレスト

装着する事が認められる。但し確実に取り付けること。

6. 座席

運転席側シートおよび助手席側シートに限り変更が認められる。ただしフルバケットシートの使用は運転席に限る。変更する場合はJ A F国内競技車両規則第3編第5章9条9.4.5の規定と推奨条件を満たすこと。

7. 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着する事が出来る。但し健常者の使用は認められない。

8. ヒーター・エアコン

ヒーターおよびエアコンの取り外しは認められない。また正常に機能していなくてはならない。

9. 補助メーター

使用が認められる。但し車両診断コネクタへの接続するものは使用が認められない。

10. データロガー

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

品番：08548-ZN600 (TRDスポーツドライブレコーダー)

品番：08548-18010 (スポーツドライブレコーダー)

その他については、電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取るGPSデータロガー以外の使用は認められない。なお、車両との結線は、電源目的以外は認められない。

11. ラップタイム自動計測装置

電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取るラップタイム自動計測装置で、ラップタイム計測を目的とした物以外の取り付けは認められない。なお、車両との結線は、電源目的以外は認められない。



12. インナーミラー

加工・変更等の改造は認められない。

13. フロアマット

専用フロアマットは、取り外さなくてはならない。

第14条 アクセサリー部品

J A F国内車両規則第4編付則に定められた「アクセサリ等の自動車部品」であっても、下記および当車両規定に定めるもの以外は、取り付け・取外し・変更は認められない。

1. 取り付け・変更が可能な部品

コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、ナンバーフレーム、サイドバイザー、スカッフプレート、警音器、空気清浄機、ナビゲーションシステム、音響／映像機器、盗難警報システム、ETC車載器

2. 取外しが可能な部品

アンテナ

第15条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、出来る限り加工・変更等の改造の範囲を最小限に留めた車両で、平等な条件の下に一人でも多くの人に参加出来ることを目的として作成されたものであり、本規定の解釈に万一疑義が生じた場合は当該大会技術委員長の解釈をもって最終とする。